

平成23年第2回甲良町議会臨時会会議録

平成23年4月12日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 発議第5号 審査申し立てに関する手続事務の一切を委任することについて
- 第4 発議第6号 執行停止に関する意見書について

◎会議に出席した議員（9名）

2番	丸山 恵二	3番	木村 修
4番	金澤 博	6番	宮寄 光一
7番	建部 孝夫	8番	藤堂 一彦
9番	山田 壽一	10番	西澤 伸明
11番	藤堂 与三郎		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川 豊昭	教育長	堀内 光三
総務課長	山本 貢造	会計管理者	山本 昇

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋 久和	書記	宝来 正恵
------	-------	----	-------

(午前 11 時 05 分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は 9 人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成 23 年第 2 回甲良町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9 番 山田議員および 10 番 西澤議員を指名いたします。

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつを求めます。

北川町長。

○北川町長 本日、臨時議会を開催するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今日の臨時議会、今年に入りまして 2 回目でございます。全員の議員の皆さん、ご出席をいただきまして大変ご苦労さんでございます。

3 月 11 日に東日本の震災が発生をいたしました。甲良町におきましても、それに対応すべく、水協の方から、いわゆる日本水道協会の方から支援に来てほしいという要請もございまして準備を進めておりましたが、残念ながら出発の前日になってから、ちょっと待たがかかりました。その状態のまま、今日まで至っております。

そういう中で、被災難民の方も、甲良町にも今現在お一人の方が、けんじいのお家でお住まいをされておるといような中で、4 月 2 日から甲良町の方におきましても、震災地に支援物資を送ろうということから計画をさせていただきました。2 日から、今日の 12 日まで約 10 日間余り、受け付けをさせていただいております。町民の皆さん、大変多くの方がそれに応じていただきました。議員の中からも、そうやって支援物資の提供をしていただいた方もございます。

そういう中で、紙おむつあるいはトイレトペーパー、マスクとか、あるいは乾電池とか使い捨て懐炉、フェイスタオルとかバスタオルを含めて 7 品

目の品物を提供していただくというようなことで、最終的には県の町村会を通じて福島県の町村会を通じて被災地の方に物資を送らせていただこうというようなことで、豊郷と愛荘と甲良の3町で連携をとりながら、21日に出発をするというようなことで今準備を進めさせていただいております。原発の少し離れてはおりますが、双葉郡という郡に8町村のまちがございます。そこの方に支援物資を持っていかせていただこうというようなことで準備を進めているということも報告を申し上げまして、開会にあたりましての、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤堂議長 次に、堀内教育長より発言が求められていますので、これを許可いたします。

教育長。

○堀内教育長 貴重な時間をいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、北川町長さんからお誘いをいただき、町議会議員の皆様からもお許しをいただく中で、甲良町教育委員会教育委員ならびに教育長に就任いたしました。不肖の私には身に余る光栄と存じております。

私は、平成21年3月末で38年間の教職生活を終えました。その38年のうち、10年を甲良町でお世話になりました。呉竹地域総合センターや甲良西小学校でお世話になり、行政や教育、特に同和問題の解決に向けた教育や啓発について、また、当時精力的に進められておりました、各集落でのむらづくりについて多くのことを学ばせていただきました。

平成10年、甲良西小学校校長を皮切りに、湖東第三小学校、日栄小学校、愛知川東小学校と11年間、4小学校で校長職を務めさせていただきましたが、私は甲良町での仕事を通して、また、その後のおつき合いを通して、子どもたちや町民の皆様には温かいぬくもりを感じていましたし、今もそうです。

甲良町は、人のぬくもりのある町です。これから北川町長さんを先頭に、住民参加と人権尊重を二本柱にした、住みたい、住んでよかった甲良のまちづくりの一翼を担うべく、決意を新たにしております。

また、直面しております東日本大震災からの復旧、復興は、本町にとりましても大きな課題であると思っております。地域に根差したぬくもりのある、手づくりの教育を通して甲良の誇りを大切に育て、甲良大好き、人間大好き、そしてあすの日本を託せる子どもや青年を育てていきたいと思っております。

皆様のご期待にお応えし、この職責が果たせますよう、誠心誠意努力する所存でございますが、何分にも浅学非才の身です。町議会議員の皆様は温かいご理解とご支援を切にお願い申し上げます。粗辞ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞ、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 次に、皆さんにお諮りをいたします。

地方自治法第179条第3項の規定によると、行政が専決処分をした場合は、次の議会に報告することになっております。

しかし、本日開催いたしました臨時議会は、急遽、開催することになり、行政といたしましてもこの短期間に、調整等の対応が難しいと伺っています。

したがって、次の議会に報告願うものと、取り扱いしたいのでご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

次に、日程第3 発議第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第5号 審査申し立てに関する手続事務の一切を委任することについて。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年4月12日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 建部議員、賛成者 西澤議員、同じく賛成者 藤堂一彦議員、賛成者 木村議員、賛成者 宮寄議員。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 それでは、審査申し立てに関する手続事務の一切を委任することについてご提案を申し上げます。

審査申立人 濱野圭市氏に係る議員の資格決定処分について、審査の申立事件に関する、処分庁としての手続事務の一切について、議長及び次のものに委任するものでございます。

また、次のものに本議決までの間に行わしめた、処分庁としての弁明書の提出、それぞれお手元にありますが弁明書、これは3月8日に申立人から滋賀県知事に出されました内容のものを、3月22日に弁明書として提出をしたもの。そして、もう一つは、3月18日に、また申し立てがありましたことに対しまして、4月4日にこの弁明書の2を提出したもので、いずれも議会の議決を得ずに提出したもので、本日、その手続事務の一切を追認するという提案でございます。

それぞれ、弁明書の内容につきましては、一読を願いたいということで内容説明は申し上げますが、この代理人につきましては、住所、滋賀県大津市京町3丁目4番12号アーバン21 5階、滋賀第一法律事務所の弁護士、

玉木昌美さんでございます。生年月日は、昭和31年2月3日。

玉木先生にお願いをするという経緯につきましては、百条委員会での報告書の取りまとめ、そして官製談合疑惑の偽証罪での告発のとき、そしてそれらの事件の関連から今回資格決定の内容につきましても、過去の経緯なり実情、そして内容を十分に知っていただいている、そういう経過、理由でもって今回も玉木先生にお願いをしたいというところでございます。

何分ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田議員。

○山田議員 9番 山田です。

今の説明をお聞きして、なるほど、一任という形にしたいと、議長と玉木弁護士に一任したいということなんですけども、なぜ議会が判断をできないのか、議会で決定したことが、なぜ議会で判断ができないのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○藤堂議長 建部議員。

○建部議員 お答えをいたします。

申立人は、弁護士を通して滋賀県知事に審査申し立てを行っております。その申し立ての内容を吟味して、それに対する弁明をしようとする、こちらの議会としても専門職である法律家、よって弁護士先生にその助言なり、または法律的なこともございますので、そういったことで、こちらも弁護士に代理をお願いしたいということになった次第でございます。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 弁護士さんに相談ないし依頼すれば、本当に経費もかかるはずなんです。その経費が生まれる前に、生まれているのに、このように追認という形というのは、私も納得はしておりません。その弁護士費用を発生する前に、このように弁護士さんが、費用が必要なので議会に議決を求めるのが、これは本当の本筋ではないかと思っておりますが、いかがですか。

○藤堂議長 建部議員。

○建部議員 お答えします。

その意見につきましては、山田議員に同感ではありますが、追認という形をやむなく今回とらせていただいているわけですが、最初からこの弁護士先生にお願いするということを議会の議決を得て、そして弁明をしていくというのが本筋でありましたけれども、そういった手続がとられていなかったもので、本日の追認ということになった次第であります。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 よく理解はできましたけれども、追認という形は、県の選管、よってそういう指導を受けると、先ほど全員協議会の方でお聞きしましたので、弁護士さんもそのようなことは大体承知はしておられると思うんですけども、このような判断をされるのは、ちょっといかがなものかなと私は感じておりますが、ここにも一任という形はありますが、ついてはちょっと疑義も感じております。いろんなことに、それは弁護士さんとしてはいろんな法律はご存じだと思っておりますけども、百条委員会の報告と、そして官製談合の疑惑、そして宮寄議員の被告弁護もしておられる、そういうリンクをされておられる方に一方的なことが、濱野議員の進退、申し開きに対して冷静な判断ができるのか、提案者の方からちょっと、それは詳しいことは重々承知はしているんですけども、冷静なご判断はできるのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 建部議員。

○建部議員 お答えをいたします。

冷静な判断ができるか云々ですが、これはやはり法律家でありますから、当然法に基づいて、そういう判断をされるもので、そこに冷静を欠くとか、またはそういったことは問題外だというふうに思います。

そしてまた、特に玉木弁護士につきましては、百条委員会から告発、そしてから今の資格審査の決定につきましても、内容をよく知っていただいているからこそ、余計玉木先生の方が有利だというふうに私は考えております。

以上でございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

建部議員にお聞きしたいんですけども、今回、なぜ弁明書が2回も県に提出されてから、今日の臨時議会の開催されたのか、なぜこの臨時議会が必要なのか、ちょっとその辺疑問なんです。

○藤堂議長 建部議員。

○建部議員 お答えをいたします。

まず、今回の資格決定に関する申し立てに対して、弁護士をその代理人としてお願いしているこの向きにつきましては、当初、私どもには議会の議決を経て、弁明書を提出するという認識がありませんでした。なぜなら、地方自治法にも定めがあります15項目の議決事件の中には、そういった内容がなかったから当然議会の議決は必要ないという認識でありましたが、相手側の申し立てによって議会の議決が経てないという指摘がありました。そのことについて、当初指導がなかった県の担当者も、その結果、議決を経ておいた方がいいという指導に変わってきました。そのことが地方議会の事務提要

の中に、議会の議決を経たほうが良いという、議会の議決が必要と解すると、解釈するという、そういう文面がございましたことによって、これはやはり今回追認という形であっても、議会の議決を経ようということで、4名の者が臨時議会の開催要求を提出して、本日の運びになったわけでございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 玉木弁護士から2回にわたって、弁明書が提出されていますが、県に、その内容が兼業禁止の資格審査の中にそういう議論がされていない官製談合のことが、ずっと書いてあります。我々が資格審査をされたのは、先ほど申しましたように、愛荘町の問題と、宮寄議員の発言、証言が信憑性があるかないかということで議論されて、6人の議員の賛成で失職決定したわけですが、その弁明書の内容が私たちの、資格委員会の中身と内容が違っていると、その点についてはどう思われますか。

○藤堂議長 建部議員。

○建部議員 お答えをいたします。

資格審査を決定した決定理由と、今回の弁明の内容が食い違うことがあるという指摘でございますが、まず官製談合恐喝未遂事件、これらと大いに関連がある、または資格審査の内容を説明するには、そういったものも補足として当然内容としては入ってきます。

それと、濱野氏側の申し立てによって、こちらの方は弁明をするということがあって、その申し立てに対する弁明でございますから、当然、申し立てにそういった内容が含まれていたから、当然弁明の中で答弁したというところでございますが、私自身は、内容は大いに関連があるし、補足説明の中でどうしてもそれに触れなければ、説明がつかないという部分もあったこと、そしてから、今申し上げました、相手側からそういう内容のものがやはり申し立ての中に含まれてきたら、当然、弁明の中ではそれに答えるということも必要でございますので、関係はないんじゃないで大いに関係があって、補足する必要があるというふうに思っております。

以上です。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 確認であります。金澤議員が2月8日、5人の議員が連名で出しました資格決定要求書にかなりこだわっておられます。そこで、今回の濱野議員の失職の理由が、この資格決定要求書に限定されるというように思っておられますが、審議としては、そうではないというように思います。あくまで、2月8日付の資格決定要求書は、資格決定に疑いがある、だから審査をして結論を出してくださいということですので、そういう点で、2月8日付

の資格決定要求書は、審査の限定をされる範囲に、審査限定されるのか、その建部議員に認識、確認を問いたいと思います。よろしく申し上げます。

○藤堂議長 7番、建部議員。

○建部議員 お答えをいたします。

審査請求が出た2項目の理由でもって、疑いがあるから審査をしてくださいという要求に基づいて、審査特別委員会が設置され、また審議が開会された。その審査の中で、そういったものがやはり関係する、また補足の中でそういうものが審査の中で出てくる。当然、それは出てきて、至極当然だと思いますし、そういう審査会の中でも議論があったことは事実でございますし、別に審査の過程で関連あるものについては、協議がされてきたというところでございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 建部議員は、いろいろ関連があると言いますけれどもね、やはり資格決定書の中に1と2の項目があって、先ほど私も全協でも言いましたように、これはあくまでも兼業禁止が問われている事件であって、官製談合の事件じゃないんです。それ、別個ですね。告発もしていますし、そういう問題全く別問題であって、別の事件であります。そういうふうな、百条委員会でもやはり恐喝未遂事件と官製談合とは別の事件ということで指摘している。今回だけ、なぜこのような、この事件と関連しないんだらうというふうな答弁になってますけど、納得いかない。そういうふうな、やはり濱野議員も、官製談合に絡むとここに書いていますけれど、恐喝未遂に変わって、ひとむね強調していると、供述内容が争点であって、1点目は。

2点目は、愛荘町からのこの通知文、その2点が争点で、答弁書の中でもこれが明記されるのは当然であると、なぜそのように官製談合とかばかり答弁されているのか、その辺、問いたいね、私は。もう一度答弁をお願いします。

○藤堂議長 先ほど、建部議員の方から質疑に答えたと思うんですけども、建部議員、再度答えられますか。

建部議員。

○建部議員 お答えをします。

私、大いに関係がある、また、その補足説明の中ではどうしてもそのことを触れておかないとだめだということ为先ほど答弁させていただきましたが。

まず、資格審査の濱野圭市氏の兼業禁止が出てきたのは、恐喝未遂事件の公判の途中であります。その公判の中で、検事調書の中に、濱野圭市氏は私を実務的に経営する、実質の経営する濱野工務店ということを明らかに述べているんです。そのことが、弁護士の方から、検事調書の内容を読み上げら

れている事実をもって、ああ、これは実質の経営者であったら、当然兼業禁止にひっかかるというところが事の発端であります。

恐喝未遂事件も、実は、官製談合にかかわって恐喝未遂事件というふうに関連があるわけです。ですから、今回の資格審査も、結局は官製談合疑惑から、そのことがでっち上げられて恐喝未遂事件になった。恐喝未遂事件の事件の公判の中で、濱野氏の兼業にかかわる、実質経営するという話が出てきたんです。当然、これは大いに関連があつて、当然補足説明の中でも、そのことに触れて当然だというふうに思っております。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

建部議員の提案説明にありましたように、関連がずっと続いています。しかも、公判をそれぞれの議員が聞いていただいたらわかりますように、事件にかかわった時期から非常にわずかの期間、つまり官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件の公判がありましたのは、8月の終わりであります。私どもに連絡がありましたのが、8月4日だったと思います。つまり、1カ月もたたないうちに、口頭弁論が公判の冒頭でされました。誰もが、官製談合疑惑の問題で、あの当時は疑惑でありました。その疑惑の問題を事実に基づいて、非常に明快に解明をされて、そして官製談合疑惑に絡む恐喝事件が、それがどういようにつくられていったのかという、恐喝未遂事件の構図も玉木弁護士によって明らかにされました。

そういう点で、私は以前から知っておりましたけども、改めて玉木弁護士の能力、ここに依拠をしたいというように思います。これが賛成の理由の1つです。

もう一つは、弁護士というのは、聞いていますと巨大な報酬が得られるということで、資本のもとで大企業の弁護士をする弁護士が非常に多いというように聞いております。

そういう中で、初志を貫いて、人間の人権を貫く、これが弁護士の大きな仕事だということでは、言われています。議会運営委員会でいただきました玉木弁護士のホームページの資料の中に、弁護士からの一言というのがございます。ここをちょっと紹介をしますと、「どの事件にも熱い思いで取り組むという姿勢で仕事をしています。特に刑事事件の被疑者弁護では、冤罪を防止すべく徹底した活動をするにしています。法曹（特に弁護士）はその人の

能力だけでなく、個性、人間性が仕事にあらわれる職人であると思っています。好きな言葉『一生快走、一生青春』と。「趣味が、マラソン、水泳、読書、映画、カラオケ」。

カラオケをされることについては、しばしば雑談の中で、きのう、カラオケに行ってきたという話をされておりましたが、弁論を1日で10ページも十何ページもつくり上げる。そして、そういう能力の後に、どう言いますかね、人間としての趣味を活かすという、そういう生き方をされている点でも、私は大いに信頼に至る、される弁護士だというように思っていますので、賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

山田議員。

○山田議員 9番 山田です。

反対討論をさせていただきます。

今、かれこれいろんな事件、また疑惑等ございます。官製談合というのは、今は、現在は疑惑を持っておられるという形でございます。

ただ、恐喝未遂事件というのは、疑惑じゃなしに、本当に犯人がおられ、逮捕され、そういう事件として起訴され、裁判も行われております。そういう中で、疑惑がある事件と実際、起訴され、裁判、公判が行われている事件とは、別問題になってくると考えております。

玉木弁護士は、そういうやつを一切同等な判断され、冷静な目で見ていただいているのかどうかわかりませんが、弁護人というのは、依頼されれば、どうしても弁護しなければならぬ立場におられる職業でございます。犯罪を、うかつに犯した人についても弁護人がついて、それは無罪を主張し、弁護するという職業であります。本当に、職業柄そのような立場になっておられるのか、また、人間的にそういう判断をされておられるのか、私でちょっと理解できないんですけども、こういうことは一つ一つ厳正な方が判断をされ、認識を持たれている方がいいとおっしゃられましたけども、ひとつ冷静な判断を持たれる、また、熱き思いをされているとお聞きしましたけども、弁護人、弁護士になろうというような方は、誰しもそういう心がけを、弱い人を助け、そういう熱き思いを持って、職業についておられると私は認識しております。

そういう立場の思いの方は多くおられます。

よって、私は玉木弁護士ではなく、本当に中立な、本当に冷静な判断をいただける弁護士さんに依頼する方が賢明な判断かと思っておりますので、その意見に対して反対をさせていただきます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 6番 宮寄です。

冒頭に申し上げます。

今山田議員がおっしゃられた官製談合疑惑は、今現在疑惑という、確かにそうでございます。それと、犯人はおられと申されましたが、犯人とは刑が確定して、されたことの人を犯人と申されるのであって、今現在は、私は確かに被告人の身ではありますが、犯人ではございません。そこを、誤った文言を本会議に出されるのはいかがなもんかと、まず冒頭で申し上げておきたい。自分が、これから犯人になるやもわからない方に、言われる筋合いはございません。

今回の発議5号に関しまして、私の意見を申し上げます。

議決をとることにしましては、金澤議員からは、中身が云々等の意見もありましたが、これはそもそも当初から県の指導もなく、今日に至ったわけでありまして。濱野元議員側の代理人から、最近になって指摘があり、県側からのアドバイス等で議会に諮った方がよいのではというアドバイスでございますが、急遽、臨時議会を開いてくださいと、要請した次第であります。

内容等は、皆様のお手元にある弁明書を熟読されたかとは思われますが、これは至って、的確かつ合理的な内容だと私は思います。

したがって、発議の賛成討論とさせていただきます。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 議長、今の宮寄議員の。

○藤堂議長 ちょっと待って。討論に対しては釈明できませんので、あくまでも討論は言いつ放しです。よろしいか。

お互いに議員同士のやりとりではありませんので、ちょっとここの辺は理解願いたい。これは議長の104条の議場の秩序という分でありまして、お願いいたします。

ほかに討論の方。

金澤議員。

○金澤議員 反対討論をいたします。

弁明書が、2回にわたって県に提出されています。当然、先ほどからいろいろ発言もありましたけれども、議会は、議会の議決が必要だということは当然考えられるのにもかかわらず、県から指摘を受けた。それで、今回の追認という形になっているわけなんです。だから、それは当然、初めからこういうことが想定できたことであり、議会としてこんなふうになった。当然、調べればわかることであって、それは議会事務局も含めて、議長も含めて、弁明書を提出するのは当然であっても、それによって議会のそういうような

議決が必要であることは当然私はわかっていると思うんですけども、それを2回にわたって放置したということは、これは大変な問題だと私は思っております。

そして2点目は、弁明書の内容が、先ほどから私が指摘していますように、資格決定要求書とかけ離れた内容になっていると。幾ら関連があっても、百条委員会ではやはりこれ、別の事件ということで、官製談合と別の事件と言いながら、今回は関連づけている。それなら、百条委員会と恐喝未遂事件は、別の問題で協議しなければならないのに、今回は濱野前議員の兼業禁止における資格審査の内容とかけ離れた内容になっていますので、その意見を私、指摘しておきまして反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、発議第5号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4 発議第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第6号 執行停止に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年4月12日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 西澤議員、賛成者 建部議員、賛成者 藤堂一彦議員、賛成者 木村議員、賛成者 宮寄議員。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 発議第6号についても、先ほど可決いただきました発議第5号に基づいて、玉木弁護士に委任をするものであります。審査請求にかかわる申し立てに関連をいたします。新たな主張が、濱野議員から提出をされました。これについてお諮りをして、皆さんにご承認をいただきたいと思います。

執行停止に関する意見書、(案)となっていますのが、県の指導で13日ま

で提出をしてくださいということです。今日、可決をいただいて、玉木弁護士から13日に提出をする予定でありますので、(案)となっております。それで、皆様のご承認をいただいて提出をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、案文を読ませていただきます。

審査庁、滋賀県知事 嘉田由紀子殿。

2011年4月13日。

甲良町議会 代理人 弁護士 玉木昌美。

審査申立人による平成23年4月7日付資格審査決定処分の執行停止申し立てに対する処分庁の意見は次のとおりである。

1、申し立ての趣旨に対する答弁。

審査申立人の申し立てを却下する。

との決定を求める。

第2、申し立ての理由に対する答弁。

1、申し立ての理由第1項中、処分の年月日を平成23年2月8日としている点は否認し、その余は認める。処分の年月日は、平成23年2月21日であり、申し立ての趣旨にあるとおりである。

2、同第2項アについては、本件処分を損害としてとらえて論じていることがまず基本的な誤りである。審査申立人が不服審査申し立てを行っていること、平成20年1月の選挙で12名の議員が選出され、その後、辞職や死去により、2名の欠員が生じていたこと、本件処分により、補欠選挙を行う旨の告示がされる予定になっているということは認める。総務省の公式見解やその見解による事態の想定については不知。

なお、補欠選挙の告示予定日以前に最終的な判断がされる蓋然性が乏しいかもしれないことは認める。

審査申立人の主張は、不服申し立てが認められることを前提に損害について一般的に論じているが、その前提を欠くものであるから、その一般論には意味がないと解する。

3、同イについても、これまた一般論にすぎない。議員たる地位が重要なものであることはそのとおりであるが、その地位を利用して、官製談合の犯罪行為を行い、みずからが実質的に経営する会社に、町の公共工事を落札させるような議員を、地方自治法は許さないとしているものである。したがって、一般論として、まともな議員であることを念頭に置いて、損害の程度が重大であるなどと主張しても意味はない。

4、同ウについては、兼業禁止規定は地方議会議員の職務の公正を担保するという意味で重要な意味を持つことはそのとおりである。

しかし、本件処分は甲良町の議会運営をめぐる政争の具として利用されているにすぎないとする点は、何ら根拠のない主張にすぎない。

本件処分の理由として、処分庁は、審査申立人が甲良町発注の福祉施設工事を落札した株式会社浜野工務店の実質的経営者であることを指摘しているが、その点に誤りのないことは、処分庁が弁明書において説明しているところである。そして、審査申立人が審査基準を変更させて参入し、かつ、誰も知り得ない最低制限価格とどんぴしゃの数字で落札したことについて、まともな説明ができていないこともそのままである。本件処分の目的は、本件処分の効力が維持されなければ達成できないものである。議会が主張している官製談合疑惑は、議会の調査特別委員会の調査を経て、議会で論議され、それがあったものと限りなく認められると認定された。そして、甲良町長は、甲良町を代表する者として、大津地方検察庁に告発した。審査申立人は、「別途刑事制裁や業法規制等、他の制度によって担保されるべき性質のものである」などと主張するが、完全に誤りである。犯罪行為を行えば、刑事処分を受けることは当然のことであるが、刑事処分を受けるまでは、議員としての職務の公正を害する行為に対して、議会が何もできないとすることはできない。一般の庶民の感覚からすれば、審査申立人は、本件処分を受ける前の段階で、議員辞職勧告決議を受けた段階で、みずから辞職すべきものであった。刑事処分を受けるまでは、議員の地位にしがみつこうというのが、そもそもの疑問である。

5、同エについては、補欠選挙は本件処分の正当性が確定した段階で改めて補欠選挙を行うことは可能であるという主張であるが、この論議の前提も、本件処分が誤りであり、取り消す必要があることを前提に「その影響を最小限度にとどめることが十分に可能な状況にある」というものである。

しかし、本件処分は、資格審査委員会の調査、そして、議会における検討を経て、慎重になされたものであり、かつ、その前には官製談合疑惑調査特別委員会の調査、そして、議会における検討を経ており、これまた、慎重に手続がなされてきた。それゆえ、全く、取り消す必要のない、正当性を有するものである。

現在、甲良町では、選挙管理委員会や総務課において、補欠選挙を実施することで準備が進められている。選挙管理委員会は、地元自治会の役員に対し、投票事務、開票事務の委嘱を行い、投票所の確保をお願いしている。

また、投票入場券も作成しつつある。さらに、公営掲示板の設置が完了している。当然のことながら、これらの予算が決定されており、2011年3月25日、立候補予定者に対する説明会が開催され、3月1日付、4月1日付広報で町民に対し、選挙が実施されることが周知徹底されている。そし

て、4月14日には立候補届の事前審査が行われる予定である。もし、安易に執行停止が認められれば、町行政において大混乱が発生するおそれが高い。既に、ポスターや候補者カー等に、それなりの費用をかけて立候補の準備をしている。そうした候補者にすれば、始まる直前の18日ころに、いきなり選挙が実施されないことが決定されれば、およそ納得できないことになる。彼らからすれば、審査申立人が主張するように「いずれ実施されるかもしれないからよい」とはならない。このように、まさに、「公共の福祉に影響が生じるおそれ」が、相当高い確率で発生することは確実である。このように、官製談合の張本人である審査申立人のわがままで、町行政が混乱することは必至であり、官製談合に続いて、二重に町行政に大変な迷惑を与えるものとなる。こうした事態は絶対に避けるべきである。

6、同(2)も、審査申し立てが認められることを前提にした一般論にすぎない。

しかし、それに理由がないことは、審査申し立ての双方の論争により、明確になってきている。

7、同(3)については、審査申し立てについて、議会の議決を経ないで弁明がなされたことを問題にしている。議員の失職処分を議決した場合に、それに対する審査申し立てに関し、弁明書を提出することについて、議会の議決を必要と解するかどうかは、解釈が分かれると思われる。処分庁としては、処分を議決しているのであるから、それに付随する審査申し立てに関する事務手続については、その議決の射程範囲内であるものと理解している。

また、弁明書提出の際にも滋賀県知事の担当者から、「今回の弁明書は提出について議決を経っていないので、経るようにしてください」という指導を受けたこともない。事務的にも、弁明書提出のたびに議会の議決を経ることは、議会運営上極めて煩雑、頻繁な困難を生じることになる。

さらに、逐一弁明書の提出について議決が必要であると解するとすれば、議会の構成が処分後が変わった場合等において、処分庁は書面の提出すらできない自体もあり得ることになる。そうすると、そもそも、処分庁が弁明書の提出をするにあたり、議会の議決を要すると解釈することは相当でないと考えられる。もっとも、その議会の議決を要すると解釈する立場であることは否定できないもので、甲良町議会としては、平成23年4月12日、臨時議会を開催し、審査請求の件を議長及び弁護士玉木昌美をして行わしめるといふ議決を行った。これにより、万一、仮に、議会が審査申し立てに対応することについて議決が必要であると解釈したとしても、追認がなされたことになる。ちなみに、審査申立人は、これまで処分庁の弁明書に対して、逐一反論をしており、今回の議決の追認によって、何ら不利益をこうむることは

ない。

また、この手続上の問題で審査申し立ての審理が遅延したとは言えず、審査停滞によって生じる不利益は何ら発生していない。審査申立人の議論は、あくまで本件処分が取り消されるべきことを前提にしており、その前提を欠いていることはこれまで述べてきたとおりである。

さらに、審査申し立ての手続において、双方の主張が繰り返されることについては、審査申立人が慎重な審査を求めていたことからすれば、歓迎すべきことになるものと言える。

8、本件執行停止の申し立てについては、理由がないことについてはこれまで述べたとおりである。そして、審査申し立ては、滋賀県知事が判断することになっており、実質的に審査するのは滋賀県の担当職員ということになる。そこには、責任の所在が不明確となるおそれがつきまとう。これに対し、議会が委員会の調査、審議を経て、慎重に結論を出し、その結果をふまえて、本会議で検討して、3分の2の多数でなした処分は、民主的な基盤がある。すなわち、議会の処分、判断は、審査申立人も主張するように、民主主義の原則、地方自治・住民自治の原則からしても尊重されなければならない。行政の担当者の安易な判断で覆されてはならないものである。そして、執行停止は、審査申し立ての内容をふまえているとはいうものの、まだ、途中の段階で判断がされるものである。したがって、執行停止が認められる場合は、議会の失職処分の違法性がよほど濃厚であるというような極端な、例外的な場合に限られると解するべきである。そうでないと、民主的な基盤がある議会の決定した処分が、簡単に無に帰することになるからである。制度として執行停止があることはそうであるが、その運用にあっては、慎重な判断が求められるものであり、審査申立人の一方的な主張や一般論に流されてはならない。

ましてや、審査申立人の審査申し立ては、官製談合の張本人によるものであって、まさに「本案について理由がないとみえるとき」に該当する（行政不服審査法第34条第4項ただし書き）。

これまで述べてきたように、審査申立人の執行停止を求める主張は理由のないものであり、これを却下しなければならない。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

山田議員。

○山田議員 今の説明をお聞きして、この文章のとおりであるんですけども、この意見書の内容なんですけども、官製談合の張本人とかいう呼びつけ、官

製談合を、疑惑を持たれている人というのであれば、私はわかるんですけども、張本人とかいう決めつけた書き方、そして、県からの指導を受けていないと、議決をすることに、議会の議決が要するという、しなさいという指導を受けていないというような書き方を、一切ないというような書き方をしております。このような文面はどうかと、そういう、私の判断では間違った弁明書のような感じも、意見書のような感じがするんですけども、その辺ちよっと、ご説明お願いしたいというふうに思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 お答えいたします。

当然、この意見書の中にも執行申し立ての書面そのものが、官製談合疑惑について疑われているけども、ないという主張がございます。そういう点では、そのことについて簡単に論述をして、官製談合疑惑が持たれているということとは述べました。

もう一つの質問で、張本人、これは刑事告発をされています。刑事告発は、単にうわさや、それから根拠なしに刑事告発はできません。そういう点で刑事告発を、資料や、それから百条委員会の調査報告書、そしてさまざまな行政の入札資料を添えて提出を町長、そして、その日に併せて議員の有志、そして調印がされています。そのことを含めて、張本人ということによって表現をされたんだというように私は思いますので、ご理解いただきたいとします。

(発言する者あり)

○西澤議員 指導については、一番最初に提出に行った日には、直接提出に行きました。けども、弁明書は議会の議決を経てくださいという指導もございません。

そして、一番最初に3月8日付、そして議会に届きましたのが、日曜日以降を挟んでいますので、3月17日付で嘉田知事から弁明書の提出について通知が来ております。このときにも、この文章を見ていると、議会の議決を何々に基づいて経てくださいということは、指導はございませんでした。

以上です。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 でしたら、この意見書は、あす13日の提出という形になっていると思うんですけども、全協で県の方からそういうお話があったと、こういうふうに解釈すると、ということは告知はしておるんですけども、一応弁明書ないしこういう意見書は議決を、これは玉木弁護士の言い分によれば、これは玉木弁護士がこれを出せばいいんですけども、ただ、内容がこのような内容ではちょっとおかしいのではないかなというように思われるので、このところは、一応官製談合の告発をされている張本人とか、そういう文面を、

訂正をしていただかなければ、ちょっとおかしい文章ではないかなと。

そしてまた指導も、こういう弁明書に対しては指導も受けたというような、注意も受けたというようなことはお伝えしていかなければならないなと思います。いかがですか。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 お答えします。

弁明書の1、2と整合性を持たせるという兼ね合いもございます。

それから、文章上の表現については、提出することを前提にして意見書ないしは文言についての整理は、依頼人、玉木弁護士に議会の論議を経て報告して、最終作成をしていただくと。先ほど、発議第5号で委託をしたとおりの内容で手続を進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○藤堂議長 ほかに。

金澤議員。

○金澤議員 執行停止に関する意見書の中に、申立理由に対する答弁の中で、「第3、議員たる地位は重要なものであることはそのとおりであります。その地位を利用して、官製談合の犯罪行為を行い、みずからが実質的に」とこう書いてありますのは、犯罪行為を起したという、ここだけ訂正願いますけど、西澤議員、意見書はどうしてこういう意見書になるのか。議会の議決によって、報告書ができあがって、告発した段階であり、まだ何のあれも、判決もしていませんし、そんなことを決めつける、こういう文書になっていますけど、一体どういう意味でこういうことを書いたのか、説明を求めます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 お答えします。

刑事訴訟法を読んでいただくとわかりますが、犯罪事実を述べて、犯罪をしたということで刑事告発をいたします。刑事告発の事実関係も、既に、日にちは今ちょっと忘れましたが、刑事告発がされています。そのことをふまえて文章ができ上がっていますので、金澤議員の指摘については、玉木弁護士に伝えて、よく協議をしたいというように思います。よろしくお願いたします。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 玉木弁護士に伝えるということですがけれども、やはり、これはあくまでも、まだ告発段階であり、疑惑ということは出ています。ただし、ここで、こういう犯罪行為を行いということは、これは決めつけている文章でありますので、西澤議員、これ、やはりこの文面から削除していただきたい。

それと、濱野議員が申し立てしているのは、答弁書が二度もわたって議長から出されております。彼の申立理由は、2月21日失職した段階から、今

月まで前後して弁明書が行ったり来たりしていると。そして、県はそれに対して的確な判断がまだできていない。だから、その法律にもとづいて延ばしてほしいという、こういう申し入れです。

1人の議員の政治生命がかかっているんです。だが、こんなことは必要ないということじゃなしに、やはりその空白の2月21日から今月の期間、それは当然、県も審査する期間が必要だと思うんですね。だから、そういうふうにして持って行って、いつているんですけども、この意見書は必要ないと書いてあるんですね。だから、この点は、1人の議員の政治生命がかかっているから、その点は、西澤議員、どうですか。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 金澤議員の質問にお答えさせていただきます。

一般的には、弁明書でありますように、議員の資格、地位は重いもの、選挙で有権者から信任をされて議員活動を行うという点では、重いものという点では同意をいたしますし、1つの理由で議員の資格を剥奪されるということについては、慎重に論議をしなければなりません。

しかし、兼職禁止の決定がされて、議場でもよくご存じのように資格の取り消しがされました。失職がされました。これが2月21日です。

私どもも、法律をすべて知っているわけじゃございませんが、地位保全をするということであれば、執行停止に対する、執行停止の申し立てが4月8日にされています。つまり、50日近くたってから審査申し立てがされています。つまり、濱野議員の資格決定が有効か、無効か、これを審査申し立てする段階で、結論がつく前に、ある決定がされてしまうことを防止する上で、仮処分という手続があります。ですから、今回執行停止を求められているのは、既に4月19日に補欠選挙が行われるということが進んでいます。これをとめなければ、濱野議員の戻る場所がない。つまり、議員の資格が奪われたままになる。つまり、4月19日済んだ後に、濱野議員の資格は、決定は無効だったということの知事裁決が出たとしても、これは戻れない。

ここに、意見書にありますように、資格決定が取り消されることを前提に、申し立てがされています。そういう点では、私は、濱野元議員には申し上げる立場ではありませんが、資格決定のされた2月21日後の速やかなところで申立書が出ていれば、こういうどたばたはなかったということをお願いして、私どもとしては、議会としてはこれに対する対応を、弁明書の流れに沿って、また2月21日の資格決定の理由や経緯について、この意見書を審査庁の嘉田知事に提出するというのが義務でありますし、しなければならないというように考えています。

以上でございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 西澤議員は、いろいろ答弁してはいますが、濱野前議員が言っているのは、その期間がやはり、県が議会の議決は、それは当然議会でしたんで、それは認めます。

しかし、あと、こういう内容の違う答弁書が県へ提出されていると。先ほど私も言いましたけれども、資格決定要求とかけ離れた内容の文書が提出されている。こんなことがあって、今のこの中で争われていたら、もう19日というのは4月になって、だったら、これは自然にもう濱野議員の復職ってのはないわけですね。だから、彼は自分の政治生命をかけて、弁護士を率いて、こういう問題を提起してるわけです。その期間内、2月入ってから、今まで出してないからおかしいと言われましたけど、やはり本来、この時点に戻って、これは県が十分な審査期間を、必要とする期間を設けて当たり前と私は思うんですけども、その内容、意見書、やはり官製談合はあくまであったという結びつけを前提のもとでできた意見書だと、これは私は思います。だから、その点、西澤議員、それはどうですか、内容は。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 お答えいたします。

先ほども言いましたように、2月21日に決定が、資格決定がされています。執行停止が出てきたのが、4月8日、50日近くたってからであります。ですから、私どもとしては、当初濱野元議員側は、審査申し立てを行えば、議員の資格が戻れる、つまり嘉田知事は甲良町議会の議決は無効だということを、簡単に決定を出すであろうというように考えたのではないかとこのように私は思います。

金澤議員の言葉を引用しますと、政治生命がかかっている、一生懸命ということであれば、向こう側の濱野元議員側の弁護士と相談をして、4月19日の補欠選挙は既に決まっています。日程でいえば、2月21日の午後から選管が開催されて日程が決まりました。その段階では、4月19日を過ぎれば戻れないということがわかるわけですから、その点で、私は濱野議員の立場には立つことはできませんので、早い段階で提出をされれば、こういう中身にはならなると、十分な議員の資格あるなし、これが十分な両方の論議が通って、知事の判断を仰ぐことができたろうというように私は思います。そういう点では、一生懸命であれば、資格は保留されるべきという執行停止は、もっと早い段階で出していただきたかったというのが、私の思いであります。

以上です。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 先ほど言いましたように、やはり執行停止に対する意見書は資格決定要求書の中味と全然違う内容になっている。その点に対して私は全然認めるわけにいけへん。そういうことで反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

山田議員。

○山田議員 私も金澤議員同様、反対討論をさせていただきます。

幾つかの文章の中で指摘させていただきました。玉木弁護士が前もって作成された意見書なので、これはいろいろと訂正も必要だし、また訂正されたやつも我々が確認をさせていただきたいという思いがございますので、これは容易に認めるわけにはいかないと思いますので、反対させていただきます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

北川町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員発議によりまして、2件の議案、本日、非常に活発にご議論をいただきまして、内容についてのコメントは行政としては差し控えをさせていただきたい、このように思います。

震災の方も、遠いところで発生したから、私たちは安心やということではございません。長野県でも、昨日も地震が発生しております。いつ何どき、我が身に降りかかるかもわからないという、そういうことも常に念頭に置きながら、備えをしっかりとしていくのも私たちの務めではないかと、このような思いもしております。

春先になりまして、いよいよまたいろいろな行事も開催をされます。議員の皆さんにも、特段のご協力をお願い申し上げまして、簡単ですがあいさつとさせていただきます。ご苦労さんでございました。

○藤堂議長 これをもちまして、平成23年第2回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 0時25分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署名議員 山 田 壽 一

署名議員 西 澤 伸 明